

千葉県男女共同参画推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 本市の男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図るため、千葉県男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所管する。

- （1）男女共同参画に関する施策の総合的な企画に関すること。
- （2）男女共同参画に関する施策の連絡調整に関すること。
- （3）その他男女共同参画に関し必要なこと。

（組織）

第3条 協議会は、別表1に定める職にある者をもって組織する。

- 2 会長は、市民局担当副市長の職にある者とし、副会長は、市民局長の職にある者とする。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会は、会長が招集し、議事を進行する。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（幹事会）

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の目的を達成するため、必要な事項について調査協議する。
- 3 幹事会は、別表2に定める職にある者をもって組織する。
- 4 幹事会は、生活文化スポーツ部長が招集し、主宰する。
- 5 幹事会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めその意見を聞くことができる。

（検討会）

第6条 幹事会に、第2条に規定する事項のうち、実務的な事項を研究及び協議させるため、検討会を置くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成元年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 2 年 1 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表1

	職
会 長	副市長
副会長	市民局長
委 員	総合政策局長
//	危機管理監
//	総務局長
//	財政局長
//	保健福祉局長
//	こども未来局長
//	環境局長
//	経済農政局長
//	都市局長
//	建設局長
//	中央区長
//	水道局長
//	会計管理者
//	消防局長
//	病院局次長
//	教育次長
//	議会事務局長
	合計 19 人

別表 2

	局 等	職
幹事長		生活文化スポーツ部長
幹 事	総合政策局	政策企画課長
//	//	危機管理課長
//	総務局	総務課長
//	財政局	資金課長
//	市民局	市民総務課長
//	//	男女共同参画課長
//	保健福祉局	保健福祉総務課長
//	こども未来局	こども企画課長
//	環境局	環境総務課長
//	経済農政局	経済企画課長
//	都市局	都市総務課長
//	建設局	建設総務課長
//	中央区役所	総務課長
//	花見川区役所	総務課長
//	稲毛区役所	総務課長
//	若葉区役所	総務課長
//	緑区役所	総務課長
//	美浜区役所	総務課長
//	水道局	水道総務課長
//	会計室	室長
//	消防局	総務課長
//	病院局	経営企画課長
//	教育委員会	総務課長
//	選挙管理委員会事務局	事務局次長
//	人事委員会事務局	事務局次長
//	監査委員事務局	行政監査課長
//	農業委員会事務局	事務局次長
//	議会事務局	総務課長
		合計 29 人